

班回覧

農業用廃プラスチック類は、 適正に処理しましょう！

収集日 廃プラ：11月25日（水）午前8時30分～午後3時

収集日 廃プラ：11月26日（木）午前8時30分～正午

廃農薬：11月10日（火）午前11時～午前11時30分

場所：さつま日置農協中部営農センター（飯牟礼）

処理経費（1kgあたり）

廃プラ類	塩化ビニール	農ポリ・マルチ	肥料空袋	農薬プラ容器	埋立処理
	20円	42円	42円	53円	53円

回収を希望する方は、印鑑をご持参ください

※廃農薬回収は当日現金のみでの支払いとなります。

農業用廃プラスチック類等産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書類の備付け（携帯）が必要です。

表示義務について

農家が自分で運搬する場合

- 1 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- 2 排出事業者名

書類の携帯義務について

次の事項を記載した書類

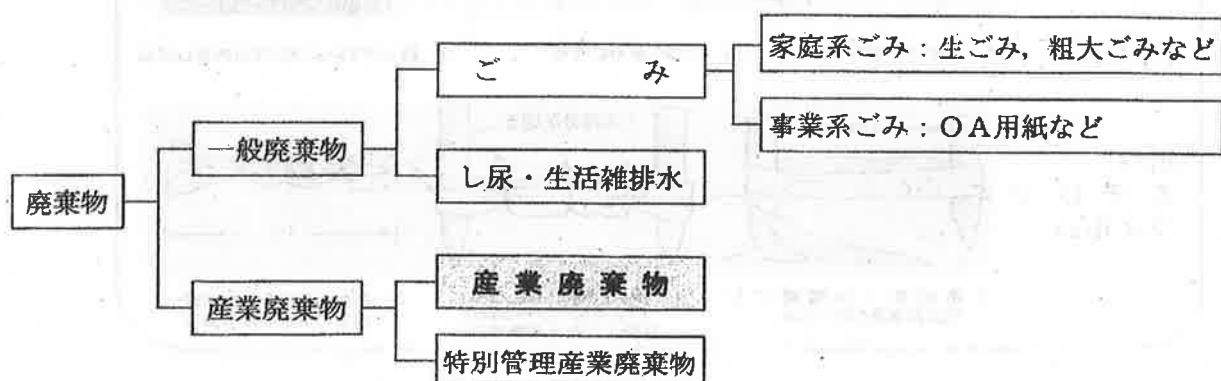
- ・氏名及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

産業廃棄物収集運搬車

5cm以上 3cm以上

●なぜ、適正処理をしなければいけないの？

■農家の皆さんが出す農ビやポリマルチ等は、「産業廃棄物」です。



産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち廃棄物処理法で定められた燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、畜産農業に係る家畜ふん尿など20種類の廃棄物のことです。

農業は事業活動を伴うもの(産業)ですので、農業から排出される廃プラスチック類も産業廃棄物になります。

●野焼き・不法投棄は法律で禁止されています

- 自分の家で焼いたり、自家所有地に埋立てることは「廃掃法」により禁止されています。
- 廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、排出事業者(農家)の自らの責任で適正に処理することが義務づけられています。

野焼きの禁止



山林等への投棄の禁止



罰則

3年以下の懲役若しくは300万円
以下の罰金又はこれらの併科

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第26条

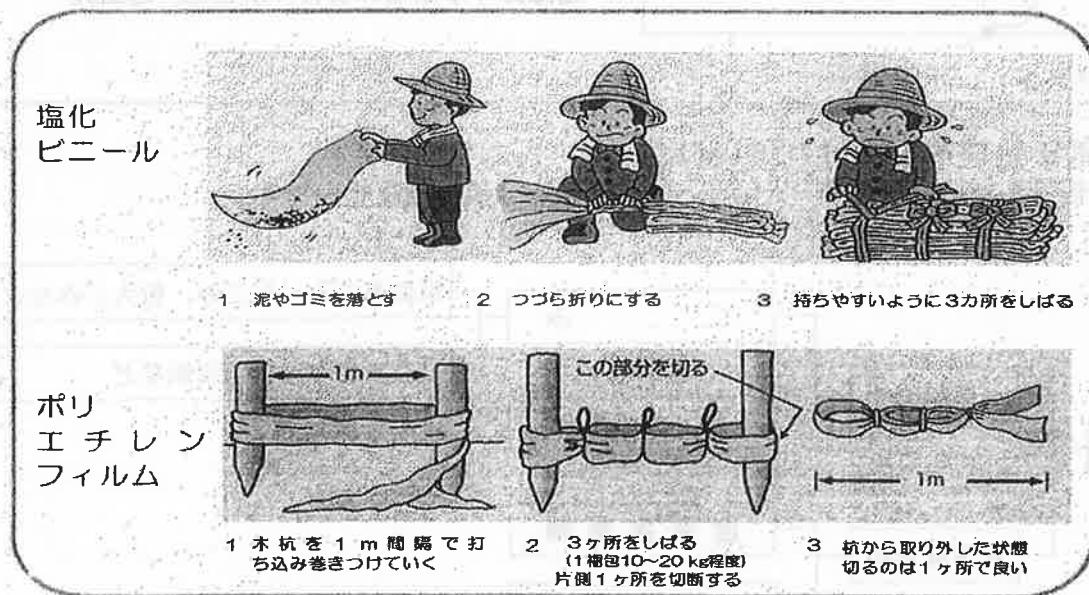
罰則

5年以下の懲役若しくは1000万円
以下の罰金又はこれらの併科

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第25条

●農業用廃プラス類の梱包の方法は?

- 塩化ビニールフィルム、ポリエチレンフィルム等の種類別に分別してください。
- 土や砂ができる限り取り除き、針金等の異物は絶対に混入させないでください。
- 同じ種類のひもで3ヶ所をしばり、適正な梱包をしてください。



農業用廃プラスチック類は、地域ぐるみで回収し適正に処理しましょう！

問合せ先

さつま日置農協伊集院支所経済課 電話273-2123
日置市役所農林水産課農政係 電話273-8870